

今さら聞けない

介護保険

～第1回 介護保険って、どんな制度？

介護保険は、高齢や病気で介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための大切な制度です。一方で、「実は内容がよくわからない」「自分にはまだ関係ない」という声も少なくありません。

今回から、介護保険のしくみや利用の仕方などを分かりやすく紹介していきます。いざというときに慌てないように、介護保険の知っておきたい基本について一緒に学びましょう。

Q1 だれが加入するの？

40歳以上のすべての人が加入し、市町村に保険料を納めます

65歳以上の方（第1号被保険者）

保険料は、原則年金から天引きされます
(納付書、口座振替の場合もあります)

40～64歳の方（第2号被保険者）

医療保険に加入している人が対象
加入している医療保険の保険料に上乗せして介護保険料も徴収されます



Q2 どんな人が利用できるの？

市町村に申請し、要介護、要支援の認定を受けた方が利用できます

65歳以上の方

介護や日常生活の支援が必要になった場合
(介護が必要になった原因は問われません)

40～64歳の方

加齢によって生じる病気(特定疾病※)が原因で介護が必要になった場合
※特定疾病の内容はこちら⇒
(一宮市ウェブサイトへ)



Q3 どんなサービスがあるの？

自宅でサービスを利用したい場合

訪問介護、訪問看護、通所介護(デイサービス)、
短期入所生活介護(ショートステイ)、福祉用具 など

施設に入所したい場合

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設など
利用するサービス費用の1～3割の利用者負担があります



Q4 運営や財源はどうなっているの？

介護保険は市町村が運営し、
サービスに必要な費用の総額の
1/2ずつを介護保険料と
公費(税金)でまかっています

国・都道府県・
市区町村が
負担 50%

公費

介護保険料

65歳以上
23%

40～64歳
27%

次回は…「サービスの利用の仕方」についてお届けします



第2回へつづく